

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年9月8日
津山市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定をしたので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			津山市檜	無	令和5年度～令和6年度	檜集落協定
	○			津山市坂上、原、安井	無	令和5年度～令和6年度	安井一集落協定
	○			津山市新野東、市場、杉宮、上野田	無	令和5年度～令和6年度	杉宮集落協定
	○			津山市久米川南	無	令和5年度～令和6年度	久米川南東集落協定